

関係機関から寄せられた意見について

1 はじめに

宮城県地域防災計画〔原子力災害対策編〕修正案について、以下の機関に対して意見照会を行っていたところ。(平成 25 年 11 月中旬～12 月上旬)

本紙は、以下の 87 機関 120 部署の意見提出結果について取りまとめたものである。

- ①防災会議及び防災会議幹事会議関係機関 (39 機関 70 部署)
- ②防災会議原子力防災部会関係機関 (11 機関)
- ③県内各市町村 (28 機関, 原子力防災部会に属する関係市町は除く)
- ④関係消防本部 (3 機関, 原子力防災部会に属する消防本部は除く)
- ⑤内閣府原子力防災専門官, 原子力規制委員会原子力規制庁(女川原子力規制事務所, 青森地方放射線モニタリング対策官事務所) (2 機関 3 部署)
- ⑥指定公共機関 (4 機関 5 部署, 防災会議等構成機関を除く通信関係機関等)

2 意見の取りまとめ結果と反映状況

関係機関からの意見等は別紙のとおりであり、合計 223 件であった。また、緊急被ばく医療ネットワーク会議(平成 25 年 11 月 19 日開催)における医療関係者からの意見を加え、整理した結果は別紙のとおりであり、その内訳は以下のとおりである。

分類	主な内容	件数等	修正案への反映状況
意見なし	—	99 部署	—
意見あり		21 部署 125 件	
内容の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・通報関係(2件) ・避難関係(2件) ・ヨウ素剤関係(1件) ・分掌事務関係(1件) 	6 件	—
記載の適正化	<ul style="list-style-type: none"> ・文章表現関係(60件) ・用語関係(32件) ・分掌事務関係(8件) ・通報関係(1件) 	101 件	(意見どおり反映) 50 件 (一部修正の上で反映) 37 件 (指針等との整合の観点で 現状どおりとするもの) 14 件
規定事項 への意見	<ul style="list-style-type: none"> ・通報関係(5件) ・避難関係(5件) ・ヨウ素剤関係(3件) ・モニタリング関係(3件) ・分掌事務関係(1件) ・PPA 関係(1件) 	18 件	(意見どおり反映) 4 件 (一部修正の上で反映) 4 件 (今後検討するもの) 5 件 (指針等との整合の観点で 現状どおりとするもの) 5 件

3 今後の対応

今後、原子力災害対策指針の改正等が行われた場合、今回反映出来ない意見についても再度検討し、地域防災計画〔原子力災害対策編〕への反映を行うこととしたい。

区分	No.	機関名等(順不同)	課室所名(順不同)	意見等	意見等分類	対応等	資料ページ
緊急被災者医療ネットワーク会議	1	緊急被災者医療ネットワーク会議	(一財)社都産業学院 仙台、東北大学大学院 医学系研究科・医学部、東北大学病院、立病院、東北大学立薬学部、東北福祉大学、東北福祉大学、健康科学部、宮城県立自衛隊仙台病院、赤十字病院、女川町地域医療センター、大崎市市民病院、登米市市民病院、田法人石巻市医師会、社団法人宮城県放射線技師会、石巻地区広域行政事務組合消防本部、航空自衛隊松島基地第7航空団司令部防衛部、仙台市保健福祉センター、宮城県立循環器・呼吸器病センター、宮城県防災ヘリコプター管理事務所、東北電力株式会社、(公財)原子力安全研究協会 他	安定ヨウ素剤に係る事前配布と緊急時の配布について、その際の医療関係者の関わり方を以て、事前配布については、原則として医師が関与した医療関係者及び地方公共団体職員(これを「薬剤師等」とする。)が関与これらの表現については、原子力規制庁が作成した「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって」において用いられている表現であり、作成にあたっては関係機関及び専門家が検討を行ったものである。	意見	御指摘を踏まえ、第2章第17節第7項第2号①において、「…配布及び服用に関する医師、薬剤師」を「…配布及び服用に関する医師及び薬剤師並びに訓練を受けた医療関係者及び地方公共団体職員」に修正します。また、第3章第7節第5号②において、「医師の関与」を「医師及び薬剤師並びに訓練を受けた医療関係者及び地方公共団体職員」に修正するとともに、「ただし、…」を削除します。さらに、第3章第10節第2項第3号において、「医師及び薬剤師等」を「医師及び薬剤師並びに訓練を受けた医療関係者及び地方公共団体職員」に修正します。	46, 94, 108
防災会議及び防災会議幹事会議関係	2	東北管区警察局	広域調整第二課	なし	なし	—	
	3	東北財務局	—	なし	なし	—	
	4	東北厚生局	総務課	なし	なし	—	
	5	東北農政局	企画調整室	なし	なし	—	
	6	東北森林管理局	企画調整課	なし	なし	—	
	7	〃	仙台森林管理署総務グループ	p.14の第6節6において、東北森林管理局の「林産物の汚染対策の指導に関すること」を「林産物の汚染対策及び除染措置の指導に関すること」に修正願う。	適正化	分掌事務	17
	8	〃	〃	新旧対照表p.17において、東北森林管理局の「林産物の汚染対策の指導に関すること」を「林産物の汚染対策及び除染措置の指導に関すること」に修正願う。	適正化	分掌事務	17
	9	東北経済産業局	総務課	p.14第6節第6項において、東北経済産業局の「事務又は業務の大綱」として、下記記述を追加願う。2 災害時ににおける復旧用資機材、生活必需品及び燃料等の供給に関すること。3 産業被害状況の把握及び被災事業者等への支援に関すること。」	適正化	分掌事務	17
	10	仙台管区気象台	総務部業務課	p.6(新旧対照表p.8)第4節表1-4-2において、『「外的事象及びその他事象」の「警戒事態等(AIert)」の4行目について、「～警報が発令された」を「～警報が発表された」に修正すべき。』	適正化	用語	8

区分	No.	機関名等(順不同)	課室所名(順不同)	章 目 等	意見等分類	対 応 等	資料5(ページ)
	11	"	"	p.14(新旧対照表p.18)第6節第6項において、『「仙台管区気象台の事務又は業務」』を気象庁防災業務計画に基づき次のとおり修正。 1 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること。 2 気象、地象(地震)にあっては、発生した断層運動による地震動に限る)、水象の予報及び特別警報・警報・注意報、並びに台風、竜巻等突風に関する情報等の防災機関への適時・的確な伝達に関すること。 3 災害の発生が予想されるときや、災害発生時における気象状況の推移やその予想の解説等に関すること。	適正化	御指摘のとおり修正します。	18
	12	"	"	p.27(新旧対照表p.35)第9節第5項において、『「(3)気象状況に関する資料等の入手」2~3行目』を気象庁防災業務計画に基づき次のとおり修正。 必要な気象等に関する特別警報・警報・注意報…	用語	御指摘のとおり修正します。	36
	13	"	"	p.49(新旧対照表p.60)第3節において、『「(2)自然災害による配備基準との関係」3行目』を次のとおり修正。 同様に大津波警報発表の場合は…	用語	御指摘のとおり修正します。	61
	14	"	"	p.65(新旧対照表p.83)第5節第7項において、『「(1)情報提供の要請」2~3行目』を気象庁防災業務計画に基づき次のとおり修正。 気象等に関する特別警報・警報・注意報並びに…	用語	御指摘のとおり修正します。	84
	15	東北運輸局	総務部総務課	p.14(新旧対照表p.17)第6節6において、国土交通省防災業務計画に基づき、以下のとおり修正。 陸上・海上輸送機関との連絡調整に関すること。 <修正案> 1 交通施設等の被害、公共交通機関の運行(航)状況等に関する情報収集及び伝達に関すること。 2 緊急輸送、代替輸送における関係事業者等への指導・調整及び支援に関すること。	適正化	御指摘のとおり修正します。	17
	16	第二管区海上保安本部	警備救難部環境防災課	なし	なし	—	
	17	東北総合通信局	総務部総務課	なし	なし	—	
	18	宮城労働局	総務部総務課	なし	なし	—	
	19	東北地方整備局	企画部防災課	なし	なし	—	
	20	"	仙台河川国道事務所	なし	なし	—	
	21	"	釜釜港湾・空港整備事務所	なし	なし	—	
	22	東京航空局仙台空港事務所	総務課	なし	なし	—	
	23	関東東北産業保安監督部	東北支部管理課	なし	なし	—	
	24	東北防衛局	企画部地方調整課	なし	なし	—	
	25	東北地方環境事務所	総務課	なし	なし	—	
	26	陸上自衛隊	第2施設団第3科	なし	なし	—	
	27	"	第22普通科連隊第3科	なし	なし	—	

区分	No.	機関名等(順不同)	課室所名(順不同)	意見等	意見等分類	対 応 等	資料5(ページ)
	28	宮城県教育委員会	教育庁総務課	p.3の第4節3の8行目において、「緊急事態区分のどの段階に該当するか」の判断は緊急時活動レベルで行うこととなり、文章からすると『「緊急時活動レベル」に於いて「緊急事態区分の段階か」を判断する』という意味だと理解されるが、p.4~6の表では、「原子炉の状態」等に応じて、緊急事態区分のどの段階に該当するかを判断していると思われる。一般には分かりにくい文章表現ではないか。	適正化 文章表現	御指摘を踏まえ、第1章第4節第3項第1号の文章において、「初期対応段階における…開始するため、原子力施設の状態に於いて緊急事態区分を設定し、…対応を行う…」との表現を「初期対応段階における…開始するため緊急事態区分を設定し、…対応を行うものとする。」と修正します。 また、「緊急事態区分のどの段階…緊急時活動レベルで行うこととなる。」とし、併せて「緊急事態区分のどの段階…緊急時活動レベルで行うこととなる。」とし、併せて「深層防護を構成する…反映される。」を「これは、表1-4-2のとおり、深層防護を構成する…反映される。」と修正します。	3
	29	〃	〃	p.3の第4節3の下から6行目において、「(2)運用上の介入レベル」とあるが、何の「運用上」の何に「介入」するレベルなのか等について、説明が必要ではないか。	適正化 文章表現	国際基準では、(積算)線量で表される判断基準に対し、迅速な判断を行うための判断基準(線量)において計測可能な放射線量率等によるものを介入レベルと表現した場合に、後者については「運用上の」介入レベルとの表現が用いられるものと御理解願います。また、「介入」とは、被ばく要因に対抗してその被ばくを低減させる目的の人間活動のことです。(避難や屋内退避といった放射線防護活動は、人々の「通常の活動」に介入することです。)	
	30	〃	〃	p.3~p.7(第4節3)において、表1-4-2と表1-4-3の関係性、役割等に係る説明が必要ではないか。	適正化 文章表現	御指摘の点については、第1章第4節第3項(2)において、「環境への放射性物質…濃度等の環境において計測可能な値で表1-4-3のとおり設定する。」に修正することとし、なお、表1-4-2は基本的に大量の放射性物質放出前の段階、表1-4-3は放出後の段階の判断基準となりますが、これについては、第1章第4節第3項(1)及び(2)に規定していただいております。また、これらの判断基準及び原子力災害対策重点区域の関係性を含め、第1章第5節の2においても規定しておりますので、御了解願います。	5
	31	〃	教育庁スポーツ健康課	新旧対照表p.94の第7節(7)において、学校防災マニュアルの中に原子力災害の対応もある。その中で、屋内退避の指示があった場合は、屋内退避とマニュアルに記入することができるが、避難指示の場合は、生徒が在校していた場合にどのような流れでどのような方法・手段(移動手段の手配等)で避難するのかを明確にしておく必要がある。 そうすれば、学校防災マニュアルにも明記することができることと、保護者に対して事前に対応について確認しておくことができる。	確認 避難関係	御指摘の点については、原子力施設の状態や放射線の測定結果等に基づき、避難等の指示が行われることとなります。輸送手段等については、原子力災害対策重点区域内の人口が従前に比べて大幅に増加したことから、市町が今後避難計画等を策定及び修正するにあたって、県としても避難時間推計シミュレーションの重施や避難先の調査及び調整等で協力しておりますが、引き続き詳細について連携して検討していきたいと考えております。	
	32	宮城県警察本部	〃	全般について、「県警察本部」を「警察本部」としていただきたい。	適正化 用語	御指摘のとおり修正します。	16, 53, 54, 56, 70, 73, 101, 112
	33	〃	〃	p.32第15節「緊急輸送活動体制の整備」において、「(2)道路交通管理体制の整備等…県は…ものとする。また、県警察は、緊急時の交通規制及び…」について、「また、県警察は…」の部分は既に協定締結済のため削除願う。	適正化 文章表現	原子力災害対策に係る各々の規定については、その内容について継続的な改善を図っていく必要があると考え、御指摘を踏まえ、「締結に」を「締結及び内容の見直し等に」と修正します。	42
	34	〃	〃	p.41第2節「情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保」において、「(2)施設敷地緊急事態に係る通報連絡(1)⑤原子力事業者の原子力防災管理者…とする。また、石巻警察所及び河北警察署、南三陸警察署…」と句読点に修正すべき。	適正化 文章表現	御指摘のとおり修正します。	54

区分	No.	機関名等(順不同)	課室所名(順不同)	章 見 等	意見等分類	対 応 等	資料5(ページ)
	35	"	"	p.77第8節緊急輸送活動において、「2緊急輸送のための交通確保(2)交通の確保①警察は、現場の警察職員が無綫を活用するとともに、関係機関…」を「警察は、現場の警察職員が無綫を活用させるとともに、関係機関…」と修正すべき。	適正化 文章表現	御指摘のとおり修正します。	103
	36	"	"	p.84第12節核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する応急対策「2」只、事故発生場所を管轄する市町村、警察署、消防署、宮城海上保安部の措置(2)事故の通報を受けた警察署は、…事故の状況の把握に努め、事故の状況にに応じて…」を「事故の通報を受けた警察署は、…事故状況の把握に努め、事故状況に応じて…」と修正すべき。	適正化 文章表現	御指摘のとおり修正します。	112
	37	"	"	p.88第13節「復旧・復興事業からの暴力団排除」において、「県警察は、…関係行政機関、被災した県、業界団体等に…」を「県警察は、…関係行政機関、被災県、業界団体等に…」とすべき。	適正化 文章表現	御指摘のとおり修正します。	116
	38	宮城県出納局	会計課	なし	なし	—	
	39	宮城県総務部	人事課	なし	なし	—	
	40	宮城県震災復興・企画部	震災復興企画総務課	なし	なし	—	
	41	宮城県環境生活部	環境生活総務課	なし	なし	—	
	42	"	共同参画社会推進課	なし	なし	—	
	43	"	自然保護課	なし	なし	—	
	44	"	保健環境センター	なし	なし	—	
	45	"	環境政策課	なし	なし	—	
	46	"	再生可能エネルギー室	なし	なし	—	
	47	"	環境対策課	なし	なし	—	
	48	"	動物愛護センター	なし	なし	—	
	49	"	循環型社会推進課	なし	なし	—	
	50	"	循環型社会推進課	なし	なし	—	
	51	"	竹の内産処処分場対策室	なし	なし	—	
	52	"	食と暮らしの安全推進課	なし	なし	—	
	53	"	食肉衛生検査所	なし	なし	—	
	54	"	消費生活・文化課	なし	なし	—	
	55	"	原子力センター	p.1第1節1行目において、「及び原子力災害対策特措法」を「及び原子力災害対策特別措置法」に修正すべき。(脱字)	適正化 用語	御指摘のとおり修正します。	1
	56	"	"	p.3第4節3(1)2行目において、区分の指し示すものをより明確にするため、「各機関は区分に応じた」を「各機関は当該区分に応じた」に修正すべき。	適正化 文章表現	御指摘のとおり修正します。	3
	57	"	"	p.26第9節11行目において、モニタリング関係機関の内容を明示するため、「県は、国、関係市町及び原子力事業者等…」を「県は、国、関係市町及び原子力事業者等(この節では、以下「モニタリング関係機関」という。)」に修正すべき。	適正化 文章表現	御指摘のとおり修正します。	34
	58	"	"	p.26第9節1において、「協力を得て、緊急時モニタリング計画を…」について、根拠を記載するため、「協力を得て、緊急時モニタリング実施計画の根拠となる緊急時モニタリング計画を…」と修正すべき。	適正化 文章表現	御指摘の点について、緊急時モニタリング実施計画に係る説明がこれ以前に無いことを踏まえ、「…必要に応じて見直しを行うものとする。なお、緊急時モニタリング計画は、事故の状況に応じた具体的なモニタリング実施項目や実施主体等について「緊急時モニタリング実施計画」として国が策定するに当たり、参照されることとなっている。おあって、…」と修正します。	34

区分	No.	機関名等(順不同)	課室所名(順不同)	意見等	意見等分類	対 応 等	資料ページ
	59	"	"	p. 26第9節1)において、最終の後に「当該計画はモニタリング実施計画決定までモニタリング班の活動根拠とする。」と追加すべき。	適正化 文章表現	原子力災害対策指針において、「国は、緊急時モニタリング実施計画が策定されるまでの利動対応や…をあらかじめ定める。」と規定されていることから、現状のままとすることについて御了承願います。	35
	60	"	"	p. 27第9節2)下から2行目において、「受け入れるための体制の整備…」を「受け入れるための環境の整備…」と修正すべき。	適正化 文章表現	御指摘のとおり修正します。	35
	61	"	"	p. 27第9節3)において、「県はこれに協力し、必要な要員をあらかじめ定めておくものとする。」とあるが、国が動員計画を定めていない段階であり、「県はこれに協力し、要員を定めておくものとする。」と修正すべき。	適正化 文章表現	国の動員計画を踏まえて県としても詳細を定める必要があることから、御指摘のとおり修正します。	35
	62	"	"	p. 27第9節5(2)において、「県は、国、指定公共機関、原子力事業者等から…」を前述の定義により「県は、モニタリング関係機関から…」と修正すべき。また、指定公共機関からのモニタリング要員派遣は想定していないのではないか。	適正化 文章表現	原子力災害対策マニュアル(原子力防災協議会平成25年9月2日一部改訂)によれば、原子力規制庁は、指定公共機関のうち独立行政法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人放射線医学総合研究所等に対して、緊急時モニタリング要員を現地に派遣するよう要請することとされており、御指摘の点については、「県は、モニタリング関係機関(指定公共機関を含む)から…」と修正します。	35
	63	"	"	p. 41第2節1)①3行目において、「原子力防災専門官、関係市町…」を「原子力防災専門官、地方放射線モニタリング対策官、関係市町…」と修正すべき。	適正化 通称関係	原子力事業者防災業務計画において、直接の送付先となっていないことから、現行のままとさせていただきます。なお、原子力規制委員会に所属する地方放射線モニタリング対策官に対しても、原子力規制委員会への通報により基本的に情報が共有されるものと承知しております。	
	64	"	"	p. 47第3節1)図3-3-1)において、環境生活総務課の所掌事務として「区内の…」とあるが、災害警戒配備体制において環境生活部内は原対課と原セだけなので、不要ではないか。むしろ他の部局との調整について記載すべきではないか。	適正化 分掌事務	御指摘の点については、複合災害等に備えた体制について庁内協議を行った結果、全庁的な対応を行う災害対策本部設置前の段階においても、要員が不足しないよう規定することとしたものです。	
	65	"	"	p. 49第3節1)図3-3-2)において、「モニタリングの実施の協力に…」を「モニタリング要員の派遣に…」に修正すべき。	適正化 分掌事務	御指摘の点については、緊急時モニタリングの準備段階に係る体制に対応しており、現行のままとすることについて御了承願います。	
	66	"	"	p. 49第3節1)表3-3-1)において、「原子力センターを中心として〇〇の協力により実施する」を「原子力センターを中心として〇〇からの要員派遣を受けて実施する」等と修正すべき。	適正化 分掌事務	御指摘の点については、緊急時モニタリングの準備段階に係る体制に対応しており、現行のままとすることについて御了承願います。	
	67	"	"	p. 49第3節1)表3-3-1)において、組織順序はこの記載で良いのか。	適正化 文章表現	順序についてはいろいろと御意見をいただく中で調整したものです。	
	68	"	"	p. 59第3節9(3)において、「②…防災業務関係者の被ばく管理を現地本部事務局が…」を「防災業務関係者に係る被ばく管理については現地本部事務局が…」と修正すべき。	適正化 文章表現	御指摘のとおり修正します。	74
	69	"	"	p. 59第3節9(3)において、「⑤…県の現地本部事務局は、モニタリング班、医療班と緊密な…」を「県の現地本部事務局は、医療班、モニタリング班と緊密な…」と修正すべき。	適正化 文章表現	御指摘のとおり修正します。	75
	70	"	"	p. 61第5節1(8)は国が実施する事項ではないか。	確認 通称関係	県としても状況に応じて要請するものです。	

区分	No.	機関名等(順不同)	課室所名(順不同)	意見等	意見等分類	対応等	資料ページ
	71	"	"	p. 64第6節1(3)において、「全面緊急事態に至った場合、PAZ圏の避難が開始されることや放射性物質放出後のOILに基づく防護措置を前提として、モニタリングを重点的に実施する地点などを変更する。」を「EMCは全面的緊急事態に至った場合、PAZ圏の避難が開始されることや放射性物質放出後のOILに基づく防護措置を前提として、モニタリングを重点的に実施する地点などを変更する。」と修正すべき。	適正化 文章表現	御指摘を踏まえ、「緊急時モニタリングセンサーは、全面緊急事態に…地点などを適宜変更する。」に修正します。	83
	72	"	"	p. 64第6節1(5)において、「緊急時モニタリングの実施に…」を「EMCは緊急時モニタリングの実施に…」と修正すべき。	適正化 文章表現	御指摘を踏まえ、「緊急時モニタリングセンサーは緊急時モニタリングの実施に…」に修正します。	83
	73	"	"	p. 64第6節1(5)において、「モニタリングを優先すべき区域」をモニタリングの意味するところを明確にするため、「モニタリングを優先して実施すべき区域」に修正すべき。	適正化 文章表現	御指摘のとおり修正します。	83
	74	"	"	p. 64第6節1(5)において、「…また、気象予測や…を参考として」を簡素化のため削除してはどうか。また、「この際、…」を「ただし、…」に、「大気中拡散予測により区域を決めることも考慮する。」を「大気中拡散予測も参考とする。」に修正すべき。	適正化 文章表現	現在国で行われている緊急時モニタリングの実施に係る技術的事項の検討においては、可搬型モニタリングポスト等の設置にあたり、放射性物質の拡散予測の結果等を参考にすることも検討されていると承知しており、現行の記載のままとします。	
	75	"	"	p. 65第6節4(3)において、不測の事態とは何を指すか。国の災害対策本部との接触が断たれた場合を想定しているのであれば、第6節1(2)において、EMCが単独で活動できることを定義してはどうか。	意見 モニタリング	御指摘のとおり、通信連絡の不具合等を想定しているものです。単独の活動については、第6節1(2)において、既に「設置後直ちに緊急時モニタリングを開始し」と規定しております。	
	76	"	"	p. 65第6節4(3)①において、モニタリング委員の要件については、必ず実施することではないため、「要請するものとする」を「要請することができるものとする」と修正すべき。	適正化 文章表現	本項は、要請が必要な状況において要請できない場合の対応を規定したものであり、現行のままとすることにいたしました。	
	77	"	"	p. 65第6節4(4)において、(3)②の内容ではないか。このためタイトルは削除してはどうか。	適正化 文章表現	御指摘のとおり修正します。	85
	78	"	"	p. 67第6節5(2)表3-6-1において、現地調査チームがEMC等に帰還した場合のスクリーニングや一次除染は、分析測定チームが試料等を受け取るともに行うと効果的と考えられるので、分析測定チームの概要に「要員スクリーニング」を追加すべき。	意見 モニタリング	緊急時モニタリングに係る貴所の検討において帰結されたものと承知しており、御指摘のとおり修正します。	87
	79	"	"	p. 68第7節1(1)④1～2行目において、「緊急時放射線モニタリング」を「緊急時モニタリング」と修正すべき。	適正化 用語	御指摘のとおり修正します。	91
	80	宮城県保健福祉部	東部保健福祉事務所	なし	—	—	
	81	"	保健福祉総務課	全般について、「災害時要援護者」の用語は、広く定着している用語であるが、本年6月の災害対策基本法の改正により、「要配慮者」及び「避難行動要支援者」の用語が「災害時要援護者」に代わる用語として法律に位置付けられたことから、県の地域防災計画についても、用語の統一を図る必要があると捉えられる。なお、具体的には以下のとおりである。	なし 適正化 用語	以下のとおり対応することとします。	
	82	"	"	新旧対照表p. 24第2章第6節2(3)②ロにおいて、「周辺地域の人口、世帯数…方別別、災害時要援護者の概要…」は、想定している対象者に応じて「要配慮者」又は「避難行動要支援者」に修正する必要がある。	適正化 用語	御指摘を踏まえ、要配慮者に修正することとします。なお、法律の規定を踏まえ、要配慮者（災害対策基本法第8条第2項第15号に規定される高齢者、障害者、乳幼児等。以下同じ。）との記載に修正します。	25

区分	No.	機関名等(順不同)	課室所名(順不同)	意見等	意見等分類	対応等	資料5p.7
	83	"	"	新旧対照表p.32第8節4において、「要配慮者等への情報伝達体制の整備 県は、原子力災害の特殊性にかんがみ、国及び関係市町と連携し、高齢者、障害者、高齢者、外国人、乳幼児、妊産婦などの要配慮者等及び…」と修正すべき。	適正化	御指摘のとおり修正します。なお、「要配慮者等」を「要配慮者」とし、「傷病者…妊産婦など」を「高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、傷病者、入院患者、外国人など」に並び替えることとします。これにより、「要配慮者への情報伝達体制の整備 県は、原子力災害の特殊性にかんがみ、国及び関係市町と連携し、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、傷病者、入院患者、外国人などの要配慮者及び…」と修正致します。	33
	84	"	"	新旧対照表p.36第13節1(1)①において、「PAZ内避難等計画に係る考え方 原子力災害対策指針に基づき、迅速な避難を行うための避難計画をあらかじめ作成し、施設敷地緊急事態(Site Area Emergency)ではPAZ内の施設敷地緊急事態要配慮者(要配慮者のうち、避難行動要支援者(災害対策基本法第49条の10第1項に規定される、要配慮者のうち自ら避難することが困難な者)であつて、特に支援を要する者)等の避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実施により健康リスクが高まらない者、安定ヨウ素剤を事前配布されていない者及び安室ヨウ素剤の服用不適切者等のうち、施設敷地緊急事態において早期の避難等の防護措置の実施が必要となる者)のうち、(以下同じ。)の避難、全面緊急事態(General Emergency)では、PAZ内の住民等の避難が可能な体制を構築するもの」と修正すべき。	適正化	原子力災害対策指針(原子力規制委員会平成25年9月5日改正)に基づき、「PAZ内避難等計画に係る考え方 原子力災害対策指針に基づき、迅速な避難を行うための避難計画をあらかじめ作成し、施設敷地緊急事態(Site Area Emergency)ではPAZ内の施設敷地緊急事態要配慮者(要配慮者のうち、避難行動要支援者(災害対策基本法第49条の10第1項に規定される、要配慮者のうち自ら避難することが困難な者)であつて、特に支援を要する者)等の避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実施により健康リスクが高まらない者、安定ヨウ素剤を事前配布されていない者及び安室ヨウ素剤の服用不適切者等のうち、施設敷地緊急事態において早期の避難等の防護措置の実施が必要となる者)のうち、(以下同じ。)の避難、全面緊急事態(General Emergency)では、PAZ内の住民等の避難が可能な体制を構築するもの」と修正します。	37
	85	"	"	新旧対照表p.38第13節3において、「避難行動要支援者の避難誘導・移送体制等の整備についての助言 (1)県は、傷病者、高齢者、障害者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦など、避難行動要支援者及び…①避難行動要支援者及び…②避難行動要支援者及び…③避難行動要支援者及び…④避難行動要支援者及び…⑤避難行動要支援者及び…⑥避難行動要支援者及び…⑦避難行動要支援者及び…⑧避難行動要支援者及び…⑨避難行動要支援者及び…⑩避難行動要支援者及び…」を想定している。	適正化	御指摘のうち、一時滞在者と対比して記載されている箇所について、避難行動要支援者を要配慮者に修正することとします。このため、「要配慮者の避難誘導・移送体制等の整備についての助言 (1)県は、要配慮者及び…①要配慮者及び…②要配慮者及び…③要配慮者及び…④要配慮者及び…⑤要配慮者及び…⑥要配慮者及び…⑦要配慮者及び…⑧要配慮者及び…⑨要配慮者及び…⑩要配慮者及び…」と修正します。	39, 40
	86	"	"	新旧対照表p.46第20節(1)において、「県は、国、関係市町及び原子力事業者と協力して、…原子力防災に関する知識の普及と啓発に必要となる助言を行うもの」と…」に修正すべき。なお、この場合の等は要配慮者を想定している。	適正化	知識の普及と啓発に係る事項であり、対象者の範囲を広げるという意味で「県は、国、関係市町及び原子力事業者と協力して、…原子力防災に関する知識の普及と啓発に必要となる助言を行うものとする。①…⑦要配慮者への支援に関する」と修正します。	47
	87	"	"	新旧対照表p.46第20節(3)において、「県が防災知識の普及と啓発を行うに際しては、傷病者、高齢者、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の避難行動要支援者等へ十分に配慮することにより、地域において避難行動要支援者等を支援する体制を整備されることと…」に修正すべき。なお、被災時の男女の二一ススの違い等、被災時の男女の二一ススの違い等を想定している。	適正化	知識の普及と啓発に係る事項であり、対象者の範囲を広げるという意味で「県が防災知識の普及と啓発を行うに際しては、要配慮者へ十分に配慮することにより、地域において要配慮者を支援する体制を整備されることと…」に修正します。被災時の男女の二一ススの違い等、被災時の男女の二一ススの違い等を想定している。	48
	88	"	"	新旧対照表p.52第3章第2節1(1)③において、「原子力規制委員会は、…傷病者、入院患者、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦などの避難行動要支援者の避難準備、住民防護の準備など状態に応じて連絡することとさせていただきます。」に修正すべき。	適正化	原子力災害対策指針(原子力規制委員会平成25年9月5日改正)に基づき、「原子力規制委員会は、…施設敷地緊急事態要配慮者の避難準備、住民防護の準備など状態に応じて連絡することとさせていただきます。」に修正します。	53

区分	No.	機関名等(順不同)	課室所名(順不同)	章 目 等	意見等分類	対 応 等	資料5(ページ)
	89	"	"	新旧対照表p.78第3章第5節(9)において、「適切な情報 の提供は、周辺住民のニーズを十分把握し、…周 辺住民に役立つ正確かつきめ細やかな情報を提供する ものとする。なお、その際、民心の安定並びに要配慮 者、一時滞在者、在宅での避難者、仮設仮設住宅とし て供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる 広域避難者等に配慮した伝達を行うものとし、県が行 う情報伝達事項は、おおむね次のとおりとする。」に 修正すべき。	適正化	御指摘のとおり修正します。	79
	90	"	"	新旧対照表p.89第3章第7節1(1)において、「①県は、 警戒事態等が発生した場合、国の指示又は独自の判 断により、PAZ内の施設敷地緊急事態要保護者(傷病 者、入院患者、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊 産婦等の災害時要保護者のうち、避難の実施に時間がか かり、かつ、かつ、避難の実施により健康リスクが高まら ない者)に係る予防的防護措置の準備を行うものとし、 者又は避難行動要支援者に修正する必要がある。	適正化	原子力災害対策指針(原子力規制委員会平成25年9月5日改正)に基づき、「① 県は、警戒事態等が発生した場合、国の指示又は独自の判断により、PAZ内の施 設敷地緊急事態要避難者に係る予防的防護措置の準備を行うものとする。」と修正 します。	90
	91	"	"	新旧対照表p.91第3章第7節1(2)において、「②県は、 避難対象区域を含む市町村と連携し、それぞれの避難 所・避難場所等に収容されている避難者に関する情報 早期把握に努め、国等への報告を行うものとする。ま た、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉 サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安全確認に 努め、把握した情報について県及び市町村に提供する ものとする。」と修正すべき。	適正化	御指摘のとおり修正します。	92
	92	"	"	新旧対照表p.92第3章第7節1(10)において、「④県は、 …必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策 を行うものとする。特に、要配慮者の心身双方の健康 状態には特段の配慮を行い、…」と修正すべき。	適正化	御指摘のとおり修正します。	92
	93	"	"	新旧対照表p.93第3章第7節1(6)において、「要配慮者 への配慮 ①県は、市町村と連携し、国の協力を得 て、避難誘導、避難所・避難場所等での生活に關して は、要配慮者及び一時滞在者が避難中に健康状態を悪 化させないこと等に十分配慮し、健康状態の把握、福 祉施設職員等の応援体制、仮設住宅への優先的入 居、高齢者、障害者向け仮設住宅の設置等に努め るものとする。また、要配慮者等に向けた情報の提供 についても十分配慮するものとする。」に修正すべ き。	適正化	御指摘のとおり修正します。	94, 95
	94	"	"	新旧対照表p.95第3章第7節1(10)において、「①県は、 関係機関と協力し、…要配慮者のニーズや、女性や子 育て家庭の避難生活等に配慮するものとする。」に修 正すべき。	適正化	御指摘のとおり修正します。	96
	95	"	"	新旧対照表p.97第3章第7節2(3) IIにおいて、「③関係 市町村は、コンクリート屋内退避又は避難を行う場合 は、あらかじめ定める計画に基づき、避難所・避難場 所、経路、集合場所等を決定するとともに、防護対策 地区内の住民等に対し、コンクリート屋内退避又は避 難の措置を講ずるものとし、特に乳幼児、妊産婦等の 要配慮者に配慮するよう指示するものとする。」に修 正すべ き。	適正化	御指摘のとおり修正します。	98

区分	No.	機関名等(順不同)	課室所名(順不同)	章 目 等	意見等分類	対 応 等	資料5(ページ)	
	96	"	"	新旧対照表p.99第3章第7節2(4)IIにおいて、「⑤関係市町は、コンクリート屋内退避又は避難の措置を実施するに当たっては、災害時要援護者に特に留意するものとする」とあるが、想定している対象者に応じて、要配慮者又は避難行動要支援者に修正すべき。	適正化	御指摘を踏まえ、要配慮者に修正することとします。このため、「⑤関係市町は、コンクリート屋内退避又は避難の措置を実施するに当たって、要配慮者に特に留意するものとする」と致します。	99	
	97	宮城県経済商工観光部	東部地方振興事務所	なし	なし	—		
	98	"	経済商工観光総務課	なし	なし	—		
	99	宮城県農林水産部	食産業振興課	新旧対照表p.40第12節22行において、「関係市町」を「関係市町利」に修正すべき。(牛の出荷制限は県全域となるため。)	適正化	文章表現		
	100	"	"	新旧対照表p.86第6節5(2)表3-6-1において、モニタリング班の業務概要のうち「現地調査チーム」「3飲料水、農畜産物、土壌等環境試料…」となっているが、修正案では「環境試料」となっている。飲料水や農畜産物は「環境試料」のみでは記述が不足ではないか。また、「農畜産物」は、「農林水産物」の方が良いと思われる。	適正化	用語	原子力発電所からの距離によって定められている関係市町(第1章第5節)では、原子力災害事前対策が必要となります。本項は飲食物全般を対象とした事前対策の観点であり、現行のままです。御了承願います。なお、本項は地域防災計画作成マニュアル(内閣府、消防庁)に基づくものです。	87
	101	宮城県土木部	防汚砂防課	なし	なし	—		
	102	宮城県企業局	公営事業課	なし	なし	—		
	103	宮城県市販会	事務局	なし	なし	—		
	104	宮城県町社会	総務課	なし	なし	—		
	105	公益財団法人宮城県消費協会	事務局	なし	なし	—		
	106	宮城県消防協会	総務課	なし	なし	—		
	107	巨理地区行政事務組合	警防課	なし	なし	—		
	108	仙南広域消防本部	消防課	なし	なし	—		
	109	岩沼市消防本部	岩沼市消防署警防課	なし	なし	—		
	110	東日本旅客鉄道株式会社	仙台支店総務部安全企画室	なし	なし	—		
	111	東日本電信電話株式会社	宮城支店災害対策室	なし	なし	—		
	112	日本銀行	仙台支店文書課	なし	なし	—		
	113	東北電力株式会社	宮城支店企画管理部企画・総務グループ	なし	なし	—		
	114	日本通運株式会社	仙台支店総務	なし	なし	—		
	115	日本赤十字社	宮城県支部事業推進課	なし	なし	—		
	116	日本放送協会	仙台放送局企画報道部	なし	なし	—		
	117	東日本高速道路株式会社	—	なし	なし	—		
	118	東北放送株式会社	—	なし	なし	—		
	119	株式会社仙台放送	—	なし	なし	—		
	120	株式会社宮城テレビ放送	—	なし	なし	—		
	121	株式会社東日本放送	—	なし	なし	—		
	122	株式会社エフエム仙台	—	なし	なし	—		
	123	社団法人宮城県医師会	—	なし	なし	—		

区分	No.	機関名等(順不同)	課室所名(順不同)	意見等	意見等分類	対応等	資料5(ページ)
原子力防災関係	124	東北大学 長谷川 雅幸 名誉教授	—	なし	なし	—	—
	125	東北大学 若林 利男 名誉教授	—	なし	なし	—	—
	126	東北放射線科学センター 坂本 滄彦 理事長	—	なし	なし	—	—
	127	女川町	企画課	なし	なし	—	—
	128	石巻市	総務部危機対策課	p.12第5節の2(1)の3行目において、「第4節第3項第1項」とあるところ、「第4節第3項第1号」とすべき。	適正化	御指摘のとおり修正します。	15
	129	—	—	p.12第5節の2(1)の5行目において、「国の指示により」を第3章第7節の表頭に倣い、「国の指示又は独自判断により」として欲しい。これは、特に半島部の住民避難において、事前避難等の予防的防護措置を市長や知事の判断で行えるようになるため。	意見	災害対策基本法第60条及び72条等を踏まえ、御指摘のとおり修正します。	15
	130	—	—	p.29第13節の2(1)1・3行目において、第3章第7節の表頭に倣い、「県は関係市町に対し」を「県は避難対象区域を含む市町村に対し」とし、「助言するものとする」を「調整を図るものとする」として欲しい。これは、県の調整を期待したもの。	意見	御指摘の点については、地域防災計画作成マニュアル(内閣府、消防庁、消防庁)を踏襲したものです。県の調整に係る事項については、同節第1項第③に規定しており、今後関係市町と連携して、必要な調整を図って参ります。また、当該の規定については、関係市町が策定及び修正する避難等の計画について、自市町域内に避難所等が確保できる場合を含めた一般的な規定と御理解願います。	—
	131	—	—	p.35第17節7(1)③2行目において、「説明書を付して、安定ヨウ素剤を必要量のみに」を「説明書を付して、事前配布を希望する住民に対し、安定ヨウ素剤を必要量のみに」として欲しい。これは、高齢者等が多く、少量の安定ヨウ素剤を事前配布することにより、紛失や誤飲が見込まれ、基本的には近隣の学校や公共施設等に配備するなど、確実な方法を取りたいため。	意見	原子力災害対策指針では、PAZにおいて、全面緊急事態に至った場合の避難等の予防的防護措置を実施する段階で、安定ヨウ素剤の服用を適時かつ円滑に行うことが求められており、このため、事前配布体制について規定されていると承知しております。原子力規制庁が定めた安定ヨウ素剤の配布・服用に関する解説書によれば、服用不適切者等を除き、基本的に事前配布が必要とされており、希望調査等については言及されており、御指摘の点については、第27回原子力規制委員会(平成25年10月16日)で公表された資料(安定ヨウ素剤解説書に関するQ&A)によると、事前配布の際に受け取りを拒む者については緊急時の追加的な配布・服用を考慮することや、地域の事情に配慮しては緊急時の迅速な配布により事前配布と実質的に同等の措置が講じられる場合は、事前配布に代えて緊急配布の措置も考えられることかから、PAZにおいても緊急配布の対応となる場合もあるものと承知しており、また、緊急避難はよく医療ネットワーク会議において、柔軟な対応が行えるようにすべきとの御意見があったことを踏まえ、第17節第7項第2号①において、「…備蓄しておくものとする。」を「…備蓄しておくものとする。」なお、事前配布を希望しない者がいる場合や地域の事情により事前配布に代えて緊急配布の措置を講じる必要があると認められる場合については、これを考慮の上で配布場所等を定めるものとす	46
	132	—	—	p.70第7節1(3)①8行目において、「受入れにおいて、当該市町村に直接」を「受入れについては県と連携し当該市町村に直接」として欲しい。これは、複合災害時の県の協力支援を期待したもの。	意見	御指摘の点については、地域防災計画作成マニュアル(内閣府、消防庁)を踏襲したものです。災害対策基本法第86条の8及び第86条の9の規定を引用する形で定められたものと考えております。複合災害等においては、災害対策基本法の定めるところにより、若しくは第7節第1項第1号⑦等の規定により、県としても必要な指示等を実施し、避難等の迅速な対応ができるよう、連携して取り組むこととしております。	—
	133	—	—	p.70第7節1(3)①4行目において、「都道府県に対し当該他の」を「県に対し当該他の」と誤記修正すべき。	適正化	御指摘の点については、災害対策基本法第86条の9の規定を引用する形で掲載したものと御理解願います。	—
	134	—	—	p.73第7節2(3)Ⅱ①1行目において、「(4)①に掲げる」を「上記1-①に掲げる」に修正すべき。	適正化	御指摘のとおり修正します。	—

区分	No.	機関名等(順不同)	課室所名(順不同)	意見等 意見	意見等分類 避難関係	対応等	資料5(ページ)
135		"	"	p. 74第7節2(4)Ⅱ①3・4行目において、「最小限にとどめ、また、自家用車等ではできるだけ使用しないよう指示するものとする。」を「最小限にとどめるものとする。」としてはどうか。これは、近隣にコンクリート建物が無い場合は、自家用車を使用せざるを得ないケースがあると考えられるため。	意見	御指摘のとおり修正します。	99
136		石巻地区広域行政事務組合消防本部	警防課	なし	-	-	
137		登米市	総務部防災課	p. 30 (新旧対照表p. 37) 第2章第13節2-(4)において、広域的な避難は国及び県が中心となって調整することとなっているため、本項についても県に主導して欲しい。このため、「県及び関係市町」を「県は、関係市町と連携し」と修正して欲しい。	意見	御指摘の点については、第13節第1項第1号③に規定しており、県として必要な調整を実施しているところですが、関係市町において既に協定等を締結されている部分もあることから、具体的な手順等を含む避難等計画については策定及び修正の主体であることから、現行の記載のままとさせていただきます。	
138		"	"	p. 35 (新旧対照表p. 44) 第2章第17節7-(1)において、PAZ外においても事前配布が必要な場合の記載があるが、「PAZを含む市町等」とは、これを含んでいると解して良いか。その場合、記載を明確にすべきではないか。	文章表現	PAZ内及びPAZ外で必要とされる地域を含む市町を指して「PAZを含む市町等」としてありますが、御指摘の点を踏まえ、第2章第17節第7項において、「県は、…医療機関等と連携して、PAZ内及びPAZ外で必要とされる地域の住民等に対する」を「県は、…医療機関等と連携して、PAZ内及びPAZ外で必要とされる地域(以下、これらを含む市町を「PAZを含む市町等」とする。)の住民等に対する」に修正します。	45
139		"	"	p. 70 (新旧対照表p. 93) 第3章第7節1-(5)において、上記に同じ。	文章表現		45
140		真松島市	総務部防災課	なし	-	-	
141		湊谷町	総務課危機管理室	なし	-	-	
142		美里町	防災管理課	適正化	文章表現	御指摘のとおり修正します。	2
143		"	"	新旧対照表p. 3第1章第2節第1項13行目において、「対災を早期にとる必要がある」とあるが、当然事前にも対応では、とるべき措置に時間的な記載がないこともあり、「早期に」を削除してよいのではないか。(もしもくは、2の過酷事故の形態にも「事前に」「早期に」等を加えるべきではないか)	文章表現	御指摘のとおり修正します。	2
144		"	"	新旧対照表p. 15第1章第5節の2(2)12行目において、「気密性の高い場所への移動、放射線の避へい効果の高い場所への退避」を「気密性や放射線の避へい効果の高い場所への退避」としても良いのではないか。	文章表現	御指摘のとおり修正します。	15, 34
145		"	"	第2章から第3章において、平成25年6月改正の災害対策基本法により「災害時要援護者」に替えて「要配慮者」「避難行動要支援者」が新たに定義されたので、原子力災害対策指針にある「施設敷地緊急事態要援護者」と併せて整理し、修正等の対応をすべきではないか。	用語	御指摘を踏まえ、災害対策基本法で定められている定義及び原子力災害対策指針(原子力規制委員会平成25年9月5日改正)で定められている定義の反映を行うことと致します。	38, 39, 90

区分	No.	機関名等(順不同)	課室所名(順不同)	意見等	意見等分類	対応等	資料ページ
	146	"	"	第2章から第3章において、「輸送」と「搬送」と「搬送」の語句の使用方法について検討してはどうか。(併せて、「運搬」「移送」の語句についても検討してはどうか。)	適正化	御指桶の用語については、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律、消防法その他の関係法令等において落々に使用されており、用語を一つに統一することはできない状況ですが、改めて確認した結果、以下のとおり適正化することとしました。 ・第2章第13節第3項第2号において、「…誘導方法、患者の移送に」を「…誘導方法、患者の搬送に」とする。 ・第2章第15節第1項において、「専門家の移送体制」を「専門家の輸送体制」とし、「移送協力」を「輸送協力」とする。 ・第3章第8節第1項第1号①において、「負傷者の輸送」を「負傷者の搬送」とする。 ・第3章第10節第2項第5号において、「救護チームが移送を」「救護チームが搬送を」とし、「移送を行うものとする。」「搬送を行うものとする。」とする。 ・第3章第11節(3)において、「被ばく医療機関への移送」を「被ばく医療機関への搬送」とする。	22, 40, 41, 42, 102, 108, 110
	147	"	"	第2章から第3章において、「緊急時モニタリングセンター(EMC)」について、「緊急時モニタリングセンター」と「EMC」のどちらを主として使用するのかを検討し、統一してはどうか。	適正化	「緊急時モニタリングセンター」を主として用いることとし、第2章及び第3章での「EMCは」等の記載について「緊急時モニタリングセンターは」と修正します。 なお、国等においてEMCとの略称が用いられる場合があることから、第2章第9節及び第3章第6節において、「(EMC: Emergency Monitoring Center)」との記載を残すこととします。	35, 82, 83, 85, 86
	148	"	"	新旧対照表p.21第2章第2節(1)11, 12行目において、「関係周辺市町村」は第1章第5節で定義づけしている「関係周辺市町村」で良いのではないか。	適正化	御指桶のとおり修正します。	22
	149	"	"	新旧対照表p.28第2章第7節第2項18, 19行目において、「意思決定者」を「意思決定者」に訂正。	適正化	御指桶のとおり修正します。	29
	150	"	"	新旧対照表p.32第2章第8節第1項6行目において、警戒事態でも速やかに住民等への情報伝達をすべきであるため、「施設敷地緊急事態等発生後」を「警戒事態及び施設敷地緊急事態発生後」としてはどうか。新旧対照表p.40第2章第13節第9項12行目においても同様。	適正化	御指桶のとおり修正します。	33, 41
	151	"	"	新旧対照表p.36第2章第13節第1項(1)③15行目において、「防護措置を重点的に実施すべき区域外」の後に「(UPZ外)」を加えてはどうか。	適正化	御指桶のとおり修正します。	37
	152	"	"	新旧対照表p.48第2章第22節第1項(1)4行目において、「各要素」とは各要素を「要素」としては各要素に訂正。	適正化	御指桶のとおり修正します。	49
	153	"	"	新旧対照表p.52第3章第2節第1項(1)③16行目において、「及び関係市町」を「、関係市町及び公衆」に訂正してはどうか。	適正化	原子力規制委員会が警戒事態において情報提供を行うとされている対象について、地域防災計画作成マニュアル(内閣府、消防庁)において御指桶の記載となっておりましたが、今後改正される際に公衆の文言が削除される予定となっております。しかしながら、原子力規制委員会初動対応マニュアル(原子力規制委員会平成25年9月9日一部改正)において、原子力緊急アラート(Nアラート)を通じた一般国民及び報道関係者への情報提供等が規定されていることを踏まえ、御指桶のとおり修正します。	53
	154	"	"	新旧対照表p.52第3章第2節第1項(1)④21行目において、「通報・連絡」を「通報連絡」に統一してはどうか。P.53の第3章第2節第2項(1)④17行目及びp.56の第3章第2節第4項(1)④10行目も同様。	適正化	御指桶のとおり修正します。	53, 54, 57

区分	No.	機関名等(順不同)	課室所名(順不同)	章 目 等	意見等分類	対 応 等	資料ページ	
県内市町村	155	"	"	新旧対照表p.53第3章第2節第2項(1)④17行目において、現行の計画に掲げる事項の「PAZを含む市町と同様の情報をUPZを含む市町に連絡」も文章中に取り込んでどうか。	適正化 文章表現	御指摘を踏まえ、「この際、国からPAZを含む市町に通報連絡された情報と同様の情報について、UPZを含む市町に連絡するものとする。」と追加します。なお、原子力事業者からの通報連絡については、原子力事業者防災業務計画(平成25年3月18日修正)において、関係市町に対し一律に通報連絡が行われることが規定されております。	54	
	156	"	"	新旧対照表p.73第3章第4節第9項(2)①18行目において、「現地本部長は」の後に「緊急時モニタリングセンター長と連携し」を追加してはどうか。	適正化 文章表現	御指摘を踏まえ、(2)に「④現地本部長は、これらの指示及び依頼を行うにあたり、緊急時モニタリングセンターその他の関係機関と連携し、実施するものとする。」と追加します。	74	
	157	"	"	新旧対照表p.94第3章第7節第1項(6)②14行目において、「周辺道府県」を「周辺県」としてはどうか。(p.94の第3章第7節第1項(1)③20行目及びp.102の第3章第8節第1項(2)④4行目も同様。	適正化 文章表現	御指摘の点については、災害の状況に依りて隣接県のみならず異なる場合も想定する必要があること、また、原子力施設立地道府県などへの要請もあり得ることから、現行のままの記載とすることについて御了承願います。		
	158	"	"	新旧対照表p.98第3章第7節第2項(4)③15行目において、避難において消防団による広報・誘導等の活動は不可欠であることから、「消防団員」の記載は残すべきではないか。また、p.50の第2章第24節(1)8行目及びp.111の第3章第12節第2項(2)②6行目には「消防職員」の記載があり、統一されていないので、現行の「消防団員」又は「消防職員・消防団員」等で検討してはどうか。	適正化 文章表現	御指摘を踏まえ、第2章第24節(1)、第3章第7節(2)(4)③、第3章第12節(2)に加え、第3章第7節(5)においても、消防職員・消防団員との記載に修正します。	51, 99, 100, 112	
	159	"	"	新旧対照表p.103第3章第10節第1項(1)23行目において、p.67の第3章第4節第1項(2)2行目に「国指定緊急時モニタリング本部」と記載していることから、「現地本部」のみでもよいのではないか。	適正化 文章表現	御指摘のとおり修正します。	104	
	160	南三陸町		危機管理課	なし	—		
	161	仙台市		総務企画局危機管理室	なし 意見	「モニタリング」	原子力災害対策指針等を踏まえた緊急時モニタリングの在り方については、現在国において検討されているものと承知しており、緊急時モニタリングに係る詳細については、その結果を踏まえて検討していきたいと考えております。	
	162	"	"	"	意見	ヨウ素剤	御指摘の点については、今後国において検討が行われ、原子力災害対策指針の改定等が行われるものと承知しております。県としては、原子力災害対策指針の改定等に係る議論を注視し、防護措置の在り方などについて検討して参ります。	

区分	No.	機関名等(順不同)	課室所名(順不同)	意見等	意見等分類	対応等	資料5(ページ)
	163	"	"	新旧対照表p.53第3章第2節「警戒事態等に係る通報連絡(1)④」で、「関係する市町村」とあるが、事故等の発生が発生した場合には、30km圏外に避難する場合もあり、これらの避難が迅速かつ的確に行われるためには、避難元だけでなく、避難先に対しても正確な情報の迅速な提供が重要であることや、事故の影響が直ちに及ばない場合であっても、市町村は住民の不安払拭や無用な混乱を回避するために正確な情報の速やかな提供が必要であることから、事故の状況や国・県等の対応方針等に照して適切な対応を各機関が共同して住民へ発信し、適切な対応を全県一体で実施できる体制を構築することが重要な課題であると考えている。	意見	初期対応段階では、迅速に防護対策に係る関係機関と連携する必要があるため、当該の記載となっております。なお、広く周知が必要な情報については、第5節第1項第6号等で提供することとしております。	
	164	"	"	新旧対照表p.53第3章第2節「2施設地緊急事態に係る通報連絡(1)④」で、「関係する市町村」とあるが、事故等の情報は、県内全市町村に提供すべきではないか。原発事故が発生した場合、これらからの避難が迅速かつ的確に行われるためには、避難元だけでなく、避難先に対しても正確な情報の迅速な提供が重要であることや、事故の影響が直ちに及ばない場合であっても、市町村は住民の不安払拭や無用な混乱を回避するために正確な情報の速やかな提供が必要であることから、事故の状況や国・県等の対応方針等に照して適切な対応を各機関が共同して住民へ発信し、適切な対応を全県一体で実施できる体制を構築することが重要な課題であると考えている。	意見	初期対応段階では、迅速に防護対策に係る関係機関と連携する必要があるため、当該の記載となっております。なお、広く周知が必要な情報については、第5節第1項第6号等で提供することとしております。	
	165	"	"	新旧対照表p.57第3章第2節「5一般回線が使用できない場合の対応」で、「関係する市町村」とあるが、事故等の情報は、県内全市町村に提供すべきではないか。原発事故が発生した場合には、30km圏外に避難する場合もあり、これらからの避難が迅速かつ的確に行われるためには、避難元だけでなく、避難先に対しても正確な情報の迅速な提供が重要であることや、事故の影響が直ちに及ばない場合であっても、市町村は住民の不安払拭や無用な混乱を回避するために正確な情報の速やかな提供が必要であることから、事故の状況や国・県等の対応方針等に照して適切な対応を各機関が共同して住民へ発信し、適切な対応を全県一体で実施できる体制を構築することが重要な課題であると考えている。	意見	原子力災害対策本部からの指示等を伝達するものであるため、当該の記載となっております。なお、広く周知が必要な情報については、第5節第1項第6号等で提供することとしております。	
	166	"	"	新旧対照表p.80図3-5-1で「宮城県災害対策本部支部等」とあるが、具体的なメンバーと設置場所について	分掌事務	地方振興事務所や県税事務所、保健福祉事務所その他の県地方機関が中心となり、地方振興事務所等に設置されることとなります。	

区分	No.	機関名等(順不同)	課室所名(順不同)	意見等	意見等分類	対 応 等	資料5ページ
	167	"	"	新旧対照表p.93第3章第7節「1屋内退避、避難収容等の防護活動(ウ)」で「住民等の避難区域からの避難において、住民等のスクリーニング及び除染を行うものとする」の記述について、スクリーニング及び除染の実施時点・場所をどのように想定しているか。(避難前に居住市町の場所を事前に実施するのか、避難先で実施するのか、あるいは避難中に実施するのか)また、自主的に他市町村へ避難する住民が定められるはどのように対応するか。	意見等分類 避難関係	スクリーニングについては、避難所等には、避難する前の通過地点として、スクリーニングポイントを設置し、強い汚染があると判定された方は直接被ばく医療機関等に搬送するとともに、汚染検査測定結果証明書等の発行により、汚染判定基準値を下回る方を確実に判別するなどの方法や、避難所等に防護所を併設し、医療関係者等からなる診断チームが巡回してスクリーニング及び除染等を行う方法などが考えられます。これらについては、今後、医療関係者や消防機関等を構成員とした緊急被ばく医療ネットワーク会議等で適切な方法について検討することとしております。	
	168	"	"	新旧対照表p.93第3章第7節「1屋内退避、避難収容等の防護活動(ウ)②」で「(5)安定ヨウ素剤の予防服用②緊急時に配布される安定ヨウ素剤の服用指示」の記述において、「時間的制約等により医師を立ち会わせることができない場合は、薬剤師の協力を求める等」となっているが、例えば、状況によっては市町村職員の手続きと立会いでもよむを得ない場合もある。代替の手続きとどのようなように想定しているか。	確認	御指摘の点については、緊急被ばく医療ネットワーク会議において、類似の御意見をいただいているところであり、地方公共団体職員を含めた記載に修正することと致しました。なお、この場合においても医療関係資格等を保有する者が対応することが望ましいものと考えております。	46, 94, 108
	169	"	"	新旧対照表p.98の15~17で「IIコンクリート屋内退避又は避難」の③において、「消防職員等」となっているが、「市町職員」などの表現の方が良いのではないかと。消防の役割になるとは限らないと思われる。	適正化	御指摘を踏まえ、検討した結果、「市町職員、消防職員・消防団員又は警察官」との記載に修正します。	99
	170	塩竈市	市民総務部市民安全課	p.1第1章総則第1節計画の目的において、原子力施設に事故が発生した場合には、東京電力福島第一原子力発電所事故の経験から、原子力災害の発生に伴う放射性物質の影響が広範囲に及ぶ可能性があるため、30キロ圏外の地域の放射能対策についても、今後策定される国の方針に基づき、早急に、本計画を修正していくという方針を明記して欲しい。	意見	御指摘の点は、PPAを想定されているものと受けとめておりますが、原子力規制委員会の今後の検討課題であることは承知しているものの、具体的な動きについては無いためです。原子力災害対策特別措置法第28条及び災害対策基本法第40条に基づき、原子力災害対策計画に基づき地域防災計画〔原子力災害対策編〕の修正を行うこととされているため、指針の改定等の動向を注視して参ります。御指摘の方針に関しては、PPAだけでなく、原子力災害対策全般について原子力災害対策指針に基づき計画を修正することが法律で規定されており、改めて明記することについては考えておりません。	
	171	気仙沼市	なし	なし	なし	なし	
	172	白石市	民生部生活環境課	なし	なし	なし	
	173	名取市	防災安全課	なし	なし	なし	
	174	角田市	総務部防災安全課	なし	なし	なし	
	175	多賀城市	なし	なし	なし	なし	
	176	岩沼市	総務部防災課	なし	なし	なし	
	177	栗原市	なし	なし	なし	なし	
	178	大崎市	市民協働推進部防災安全課	なし	なし	なし	
	179	蔵王町	総務課	なし	なし	なし	
	180	七ヶ宿町	なし	なし	なし	なし	
	181	大河原町	なし	なし	なし	なし	
	182	利田町	なし	なし	なし	なし	
	183	柴田町	なし	なし	なし	なし	
	184	川崎町	なし	なし	なし	なし	
	185	丸森町	総務課	なし	なし	なし	
	186	巨理町	なし	なし	なし	なし	
	187	山元町	なし	なし	なし	なし	
	188	松島町	なし	なし	なし	なし	
	189	七ヶ浜町	総務課防災対策室	p.30(新旧対照表p.32)第13節3タイトルと①②⑤その他数カ所において、災害時要援護者は避難行動要支援者ではないか。	適正化 用語	御指摘を踏まえ、災害対策基本法で定められている定義及び原子力災害対策指針(原子力規制委員会平成25年9月5日改正)で定められている定義の反映を行うことと致します。	38, 39, 90
	190	利府町	なし	なし	なし	なし	

区分	No.	機関名等(順不同)	課室所名(順不同)	意見等	意見等分類	対応等	資料5(ページ)	
消防関係	191	大和町	—	なし	なし	—	—	
	192	大郷町	—	なし	なし	—	—	
	193	喜谷町	—	なし	なし	—	—	
	194	大衛村	—	なし	なし	—	—	
	195	色麻町	—	なし	なし	—	—	
	196	加美町	—	なし	なし	—	—	
	197	登米市消防本部	警防課	なし	なし	—	—	
	198	大崎地域広域行政事務組合消防本部	危機対策課	p.54 (新旧対照表p.67) 第3章第4節1(2)①図3-4-2において、防炎関係機関派遣連絡線の「管轄」については、関係市町に存する消防本部(石巻、気仙沼、大崎、登米)と解して良いか。 この際、所在市町に存する消防本部を表3-4-4で「立地消防本部」としては理解できるが、関係周辺市町に存する消防本部を「管轄」と表現するのは誤解を招くことになるのではないか。	意見	分掌事務	原子力施設の状態や放射性物質放出の状況に際し、防護対策を講ずる範囲等が異なることを考えられるため、御指摘の消防本部のうち、防災活動を講ずる必要がある消防本部も異なってくるものと考えております。このため、防災対策を講ずる地域等を管轄するということの意味で当該表現とさせていただきます。御指摘を踏まえ、「緊急事態応対策実施区域を管轄する」との表現を追加することと致します。	68
	199	気仙沼・本当地域広域行政事務組合消防本部	総務課	なし	なし	—	—	
	200	原子力規制委員会原子力規制庁	女川原子力規制事務所	なし	なし	—	—	
201	内閣府原子力防災専門官	—	p.2 (新旧対照表p.3) 第4節第1の11行目において、「複合災害が発生した場合などを「原子力施設において、複数の物理的防護壁が設けられているが、これららの防護壁が機能しない場合は」又は「複合災害の発生により原子力発電所が損傷した場合など」に修正すべき。これは、複合災害発生時には、放射性物質が容易に流出すると誤解されるおそれがあるため。	適正化	文章表現	御指摘を踏まえ、「複合災害の発生により原子力施設が損傷した場合などには」に修正します。	2	
202	—	—	p.2 (新旧対照表p.3) 第4節第2前文において、「人体に対しては」を「人体に対して」に、続く文中「被ばくによるものであり」を「被ばくであり」に修正すべき。これは、主語が原子力災害であることから、記載の適正化を図るもの。	適正化	文章表現	原子力施設が放射線特別措置法第2条第1項では、「原子力緊急事態により国民の生命、身体又は財産に生ずる被害」を原子力災害と定義しているため、このうちの一部という趣旨を表現するため、「人体に対しては」との表現を用いています。御指摘を踏まえ、「原子力発電所において過酷事故等が発生した場合は、原子力施設から放出される放射性物質及び炉施設内の放射性物質から放出される放射線による被ばくなどの原子力災害が発生するため、適切な措置により被ばくの低減化を図り、被害の拡大を防止する必要がある。」に修正します。	2	
203	—	—	p.3 (新旧対照表p.4) 第4節第3(1)において、「予防的防護措置を確保かつ迅速」を「予防的防護措置を確保かつ迅速」を「予防的防護措置を確保かつ迅速」に修正すべき。これは、指針の緊急事態の初期対応段階における防護措置の考え方を反映するため。	適正化	文章表現	御指摘の「観測可能な指標」について、運用上の介入レベルに係る記載であり、一方、本項は緊急事態区分及び緊急時活動レベルに係る記載であるため、現行のままとすることにいたします。	—	
204	—	—	p.12 (新旧対照表p.15) 第5節の2(1)において、「なお、事態の規模や時間的な推移に際して、国の指示によりP.A.Zの範囲外においても段階的に避難等の予防的な防護措置を実施するものとする。また、全面緊急事態に至り、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合、本章第5節で規定するUPPZにおいて、予防的な防護措置(屋内避難)を原則として実施するものとする。」を「なお、事態の規模や時間的な推移に際して、UPPZ内においても段階的な避難、OILに基づき防護措置を実施するまでには屋内避難を原則実施するものとする。これは、なお書きでPAZにおける予防的防護措置を記述しており、整理が必要なたため。」に修正すべき。これは、全面的緊急事態時のUPPZにおける予防的防護措置を記述しており、整理が必要なたため。	適正化	文章表現	本項は、内閣府及び消防庁による地域防災計画作成マニュアルを基に記載したものであり、現行の記載とすることについて御了承願います。	—	

区分	No.	機関名等(順不同)	課室所名(順不同)	章 目 等	意見等分類	文章表現	御指摘のとおり修正します。	対 応 等	資料5ページ
	205	"	"	p. 28 (新旧対照表p. 36) 第13節(1)②において、「01Lに 応じた」を「01Lにも基づく」に修正すべき。これは 記載の適正化を図るもの。	適正化	文章表現	御指摘のとおり修正します。		37
	206	"	"	p. 37 (新旧対照表p. 46) 第20節(4)において、「県は、 避難状況の確実な把握のため、市町村が住民等に向け て実施する、指定した避難所等以外に避難した場合 に、市町村災害対策本部に居場所と連絡先を連絡する ことの周知について、協力するものとする。」を「早 は、避難状況の確実な把握のため、市町村が指定した 避難所等以外に住民が避難した場合に、市町村災害対 策本部に住民が居場所と連絡先を連絡することの周知 について、協力するものとする。」に修正すべき。こ れは、記載の適正化を図るため。	適正化	文章表現	御指摘のとおり修正します。		48
	207	"	"	p. 37 (新旧対照表p. 47) 第21節(1)において、「対応力 を高めることにより」を「対応力を高め」に修正すべ き。これは適正化を図るため。	適正化	文章表現	御指摘のとおり修正します。		48
	208	"	"	p. 50 (新旧対照表p. 62) 第3節2において、「連携して 対応するに当たり」を「連携して対応に当たるため」 に修正すべき。これは、目的の明確化を図るため。	適正化	文章表現	御指摘のとおり修正します。		63
	209	"	"	p. 56 (新旧対照表p. 69) 第4節(5)において、「対策拠 点施設での協力」を「対策拠点施設等での協力」に修 正すべき。これは、記載の適正化を図るため。	適正化	用語	御指摘のとおり修正します。		70
	210	"	"	p. 60 (新旧対照表p. 77) 第5節1(2)において、「(2)列 文の使用、情報の一元化」を「(2)情報の一元化、列文 の活用」に修正すべき。これは、文中の記載順に合わ せるため。	適正化	文章表現	御指摘のとおり修正します。		78
	211	"	"	p. 60 (新旧対照表p. 77) 第5節1(2)において、「わかり やすい表現による例文を用いるなどの対応を行うもの とする。」を「例文を活用し、わかりやすい表現を用 いる。」に修正すべき。これは、趣旨及び記載の適正 化を図るため。	適正化	文章表現	御指摘のとおり修正します。		78
	212	"	"	p. 61 (新旧対照表p. 78) 第5節1(9)において、「②原子 力災害に係る対応状況・原子力発電所における対策 状況・県及び市町村並びに国、防災関係機関の対策 状況」を「②原子力災害に係る対応状況・原子力発 電所における対応状況・県及び市町村並びに国、防 災関係機関の対応状況」に修正すべき。これは、現に 実施している状況を記載するため。	適正化	文章表現	御指摘のとおり修正します。		79
	213	"	"	p. 61 (新旧対照表p. 78) 第5節1(9)において、「③災害 の状況及び今後の予測・緊急時モニタリングの結果 及び国による大気中拡散予測等」を「③緊急時モニタ リングの結果及び今後の予測」に修正すべき。これ は、記載の適正化を図るため。	適正化	文章表現	御指摘の点は、内閣府及び消防庁により地域防災計画作成マニュアルの表現である 「大気中拡散計算結果」に修正します。		79
	214	"	"	p. 61 (新旧対照表p. 78) 第5節1(9)において、「④住民 等のとるべき措置及び注意事項」を「④住民等のとる べき行動についての指示及び注意事項」に修正すべ き。これは、記載の適正化を図るため。	適正化	文章表現	御指摘を踏まえ「④住民等のとるべき行動及び注意事項」に修正します。		79

区分	No.	機関名等(順不同)	課室所名(順不同)	章 目 等	意見等分類	対 応 等	資料5(ページ)
	215	"	"	p. 62 (新旧対照表p. 79) 第5節3(1)において、「③地区(行政区画)別の住民等のとるべき措置及び注意事項」を「③地区(行政区画)別の住民等のとるべき行動についての指示及び注意事項」に修正すべき。これは、記載の適正化を図るため。	適正化 文章表現	御指摘を踏まえ「③地区(行政区画)別の住民等のとるべき行動及び注意事項」に修正します。	80
	216	"	"	p. 64 (新旧対照表p. 80) 第6節1(1)において、「(1)緊急時モニタリングの準備等」を「(1)警戒事態における緊急時モニタリング」に修正すべき。これは、「(2)及び(3)との整合を図るため。	適正化 文章表現	御指摘を踏まえ「(1)警戒事態における対応」に修正します。	81
	217	"	"	p. 64 (新旧対照表p. 81) 第6節1(2)において、「(2)緊急時モニタリングセンターの立ち上げ」を「(2)施設敷地緊急事態における緊急時モニタリング」に修正すべき。これは、「(1)及び(3)との整合を図るため。	適正化 文章表現	御指摘を踏まえ「(2)施設敷地緊急事態における対応」に修正します。	82
	218	"	"	p. 64 (新旧対照表p. 81) 第6節1(3)において、「(3)全面緊急事態以降における緊急時モニタリング」に修正すべき。これは、「(1)及び(2)との整合を図るため。	適正化 文章表現	御指摘を踏まえ「(3)全面緊急事態以降における対応」に修正します。	82
	219	原子力規制委員会原子力規制庁	青森地方放射線モニタリング対策官事務所	なし	なし	—	
	220	日本貨物鉄道株式会社 東北支社	—	なし	なし	—	
	221	株式会社NTTドコモ	東北支社災害対策室	p. 62の第5節3(2)において、「(2)情報の指示・伝達関係市町は、住民等に対し防災行政無線、有線放送、広域車、立看板等…」とあるところ、「(2)情報の指示・伝達 関係市町は、住民等に対し防災行政無線、有線放送、エリアメール、広報車、立看板等…」とすることについて検討願う。	意見 通報関係	エリアメールについて追記することと致しました。	80
	222	"	"	p. 63 (第5図3-5-1)において、「消防本部」右横の情報伝達：指示伝達(防災行政無線、有線放送、広域車等)において、同様にエリアメールの追記を検討願う。	意見 通報関係	エリアメールについて追記することと致しました。	81
	223	ソフトバンクモバイル株式会社	災害対策室	p. 42の2項(1)①において、「原子力事業者の原子力防災担当者は、…フアクシミリを送信するものとする。」と記載があるが、指定公共機関が対象となるか指示願う。	確認 通報関係	当該通報に係る通報先の詳細については、東北電力株式会社原子力事業者防災業務計画において定められておりますが、指定公共機関については、当該第1報に係る対象機関とはなっておりません。	
	224	ソフトバンクモバイル株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社	総務本新リスクマネジメント部	なし	なし	—	

※代表部署以外から直接意見が寄せられた場合は当該課室所名も記載